

編集と発行

埼玉県三郷町役場

企画室

電話
(0489) 52-3211 (代)

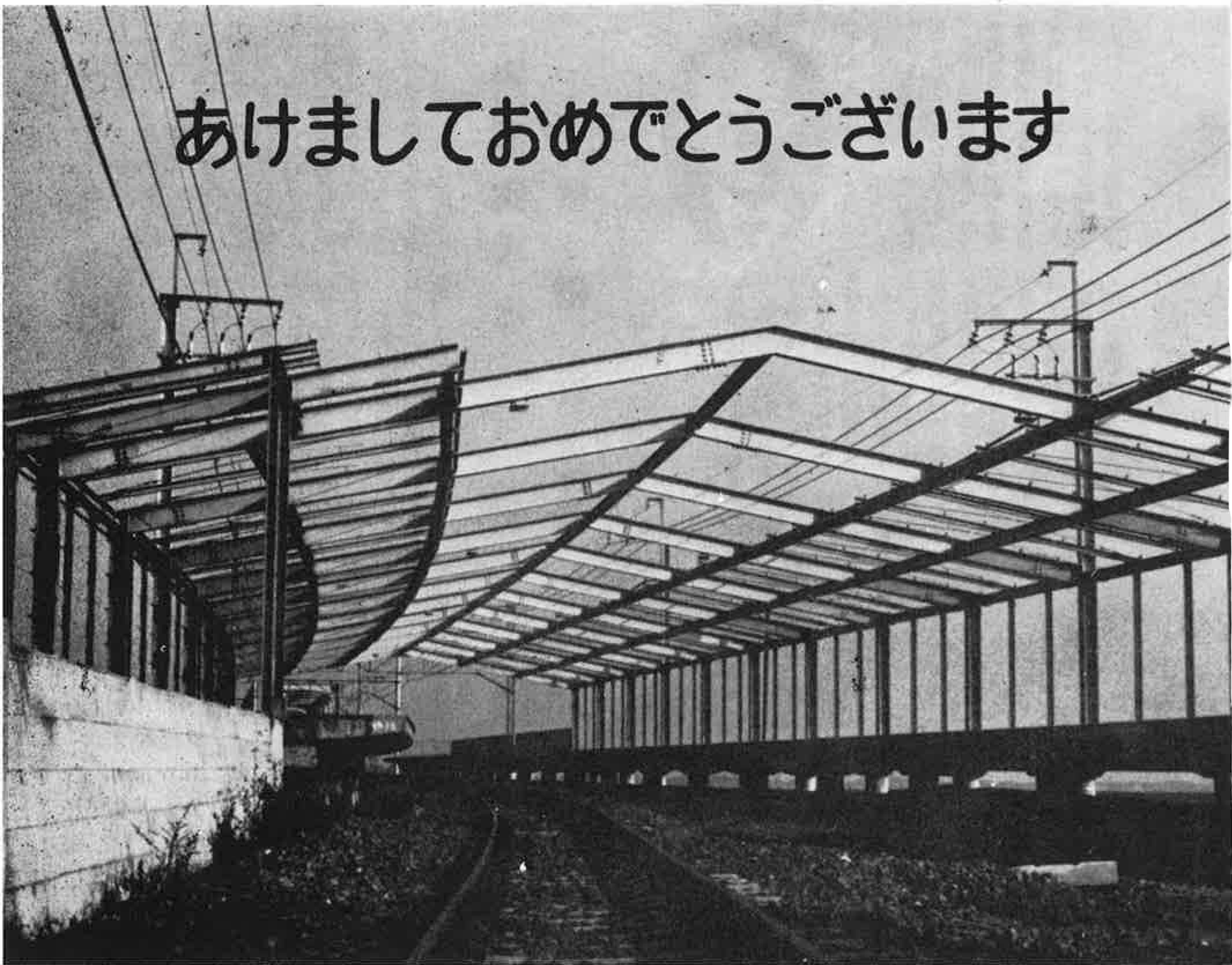


みさと

三郷町の人口、世帯数
(1月1日現在)

世帯数	11,996
(去年同期)	10,544
人口	47,997
(去年同期)	43,286
男	24,436
(去年同期)	22,022
女	23,561
(去年同期)	21,264

あけましておめでとうございます



完成まぢかの三郷駅 (仮称)

町の新しい表玄関……三郷駅

建設の槌音も高く

順調に工事がすすむ

もうじき……

この駅に電車がとまる

'72

1月

新年の

一九七二年を迎えまして皆様とともに喜び申しあげます。

昨年は、埼玉県人口が四百万人を突破し、さらに記念すべき百年目を迎えた年でした。同時に一世紀を過ぎた一年目でもありますので、心新たに致さねばなりません。目まぐるしく発展してゆくわが三郷町も、上位計画に基づく開発事業が次々と発表され、昭和五十年頃には様相が一変することでしょう。

その一つとして、三郷放水路がいよいよ着工の時期が来たようです。さらに、首都高速六号線の延長工事の決定、常磐自動車道町内工事の決定という様に町の姿が急速に変ってくるかと思われま

す。道路交通に対しても、その施策の重要さは一段と急を付けているので、町としては、中橋架替の時点において八メートル道路を十六メートルあるいは二十メートル位にし、新都市計画法による基盤整備を急速に実施しなければならぬと信じているわけでありま

す。私たち議会人もいよいよ三年目を迎えて、一生懸命がんで張って昨

年十二月の定例会におきま

し

一九七二年を迎えて

議長 大山喜代次



争で国力の大半を失い、敗戦ときびしい米ソの冷戦の中で外交的には対米一辺倒政策をとりながら、エコノミック・アニマルと言われるほど経済成長に国民のエネルギーを傾けてきたことは、政策の一つであつたといえるでしょう。同時に対米認識を誤らせ繊維交渉や安易な国約束が米の反感を高め、米中接近と経済緊急政策が今度はドル・ショックの形で一方的に押しつけられ、大幅な円切り上げのうえに強引な貿易自由化の要求をつきつけられ、政府においても非常

に困っている様であります。こうしたできごとに対し町の中

へされることになりました。

〇三郷町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律
地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が、昭和四十六年三月三十日にそれぞれ公布され、市街化区域農地に係る固定資産税に関する改正規定が昭和四十七年一月一日から施行されることとな

〇三郷町火災予防条例の一部を改正する条例

本町においては消防本部および消防署を置いておるので、各届出の受理事務等は消防長が行なうことが適当であるので、第三十五條、第三十六條および第四十三條から第四十七條まで中「町長」を「消防長」に改められました

〇三郷町消防関係手数料条例を廃止する条例

危険物の規制に関する政令により、手数料を納付することになって

〇三郷町手数料条例の一部を改正する条例

三郷町消防関係手数料条例の廃止にともない、本条例が一部改正

されました。

出それぞれ一〇七、五九〇千円を追

加し、歳入歳出の予算の総額は

一七億四、三五一万六千円とな

りました。

〇昭和四十六年度三郷町国民健康

保険特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ一七、一九七千円を追

加し、歳入歳出予算の総額は二億

四四一萬八千円となりました。

〇昭和四十六年度三郷町上水道事

業特別会計補正予算(第一号)

〇町有地の処分について

青年学級開設について

青年学級振興法第五條第二項の

規定により、次のとおり青年学級

を開設することになりました。

開設場所 三郷町大字谷口五四

四、三郷公民館

実施機関 三郷町教育委員会

〇固定資産評価審査委員の選任に

ついて

地方税法第四三條第三項の規定

によつて議会の同意をえて、次

のかたが固定資産評価審査委員に

選任されました。

三郷町大字幸房三三番地

鳥山 宗治

人権擁護委員

秋本安太郎氏

再選される

十二月定例会において、議会の意見により、秋本安太郎氏(大字上口一、一四四)が、人権擁護委員に再選されました。

の で き ご と

首都三十キロ圏内および県下第三番め（人口）の町として、発展を続けている三郷町の一年の姿を写真を中心に紹介します。

すでに、四万八千人に達した町の人口は、過去一年間に四、七一人増加し、一日に約十三人づつ新しい町民が誕生しています。

昨年までの事業を基礎に一九七二年は、いよいよ市制施行の実現で、明るく住みよい、街づくりへと躍進しつつあります。

→ 町立第五保育所の完成…四月

総工事費一、六八七万九千円（敷地面積一、五四〇㎡、建築面積三九四・七六㎡、軽量鉄骨平家建）をもって、四月一日、町立第五保育所（大字長戸呂五四六）が完成しました。

設備は、事務室、乳児室、遊戯室、保育室などがあり、収容人員は八〇名です。



↓ 三郷町北部浄水場工事はじまる…9月

急激な人口増により、既設の中央浄水場では、その能力に限界があるため、総事業費13億4,500万円をかけて、本年6月、完成目標に、三郷町北部浄水場（大字茂田井地内）の建設工事が9月10日から、はじまりました。



↑ 役場増築庁舎の完成…12月

職員数の増加により、事務室がせまく、事務に支障をきたすため総面積552㎡、総工事費299万6千円をもって、役場増築庁舎（軽量鉄骨2階建）が12月に完成し、12月6日から、厚生課、保健課、教育委員会が、この庁舎に移転しました。



交通災害共済に加入を

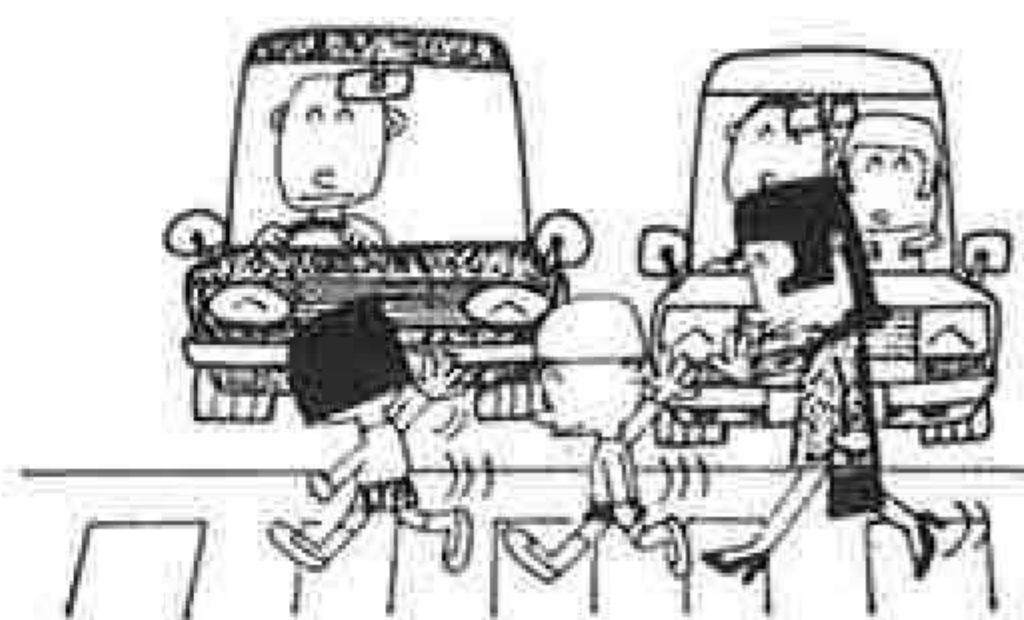
○おとな……………1ヵ年600円

○中学生以下……………1ヵ年300円

申し込みは、役場企画室へ

※見舞金を請求されるかたは、事故発生日から6ヵ月以内に手続きを。

なお、昭和46年度の加入期限は、3月31日までですので、1月末日から区長、自治会長さんが、継続加入の手続きに伺いますので、改めて加入してください。



1971年町

↓ 第六小埋立

工事はじまる…八月

既設の町立第三小学校は児童の急増にともない収容不能の状態であり、さらに今後増加の見込みです。で教育環境の向上を図るために、昭和四十七年六月末日完成を目標に第六小学校（大字寄巻九二一番地の一、鉄筋コンクリート四階建）の埋立て工事が、八月二十一日からはじまりました。



↓ 第5小増築校舎の完成……8月

人口の急増により、学級不足を生じていた第5小学校に、8月10日増築校舎が完成しました。

この増築校舎は、既設の校舎の西側に建設され、鉄筋コンクリート造り3階建(6教室)、総工事費4,640万円(うち国庫補助886万1千円)です。



↓ 3つめの交通公園完成(4小)…4月

交通戦争の現代に、児童生徒から犠牲者を出さないようにと願い町では、交通公園(すでに1小・5小に設置)を設置していますが、8月15日、3つめの交通公園(面積2,670㎡、総工事費280万円)が第4小学校に誕生しました。



← 第一回鑑賞魚品評会開く ……十一月

米の生産調整にともなう水田転換として、観賞魚組合(町内の農家二十戸)を設定、その第一回品評会が十一月十九日、二十日の二日間、役場において行なわれました。

→ じん芥収集車を購入…八月

不燃物等の増大化のため、既設のドラム缶(二二五カ所)では収集しきれず、じん芥車を購入し、九月一日から、一部町営で実施されました。



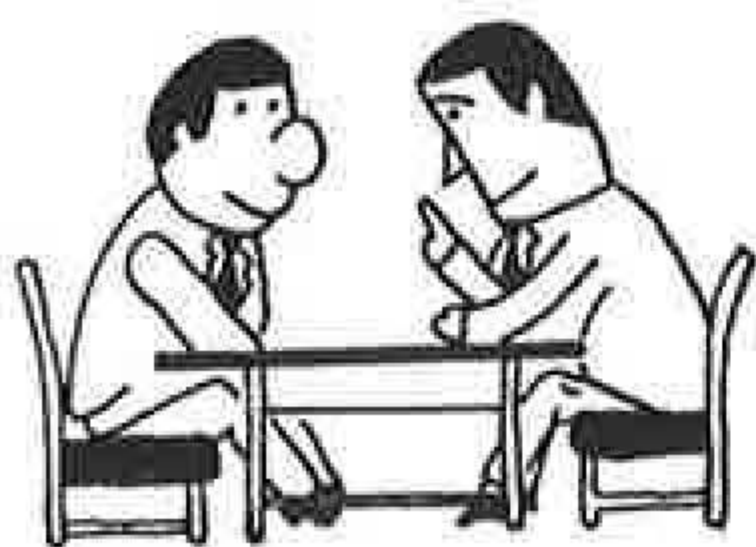
行政・困りごと相談

「毎月20日(休、祭日の場合は翌日)は、行政相談日」です。役場では恩給、年金、国税、環境衛生、道路、公害、生活保護、教育などの苦情、要望に応じておりますから、お気軽にご相談ください。

○とき 1月20日(木)10時～15時 ○ところ 三郷町役場

○相談担当

行政相談委員……水野久氏、県地方県民室



固定資産税

市街化区域内の農地は
宅地なみに課税される

四十六年三月二十四日、地方税法等の一部改正が国会で成立し、さらに十二月町議会によって可決されました市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例を解説いたします。

一、対象
市街化区域内の農地を宅地並み課税の対象とするが、都市計画施設として定められた公園、緑地内の農地、地方税法の規定により固定資産税を課税されない農地等には適用されません。

二、評価額のきめかた
状況が類似した宅地の評価額から造成費(田で坪二、〇〇〇円、畑で坪一、二〇〇円)を差引いたものを評価額とする。

三、税額のきめかた
市街化区域内の農地を三種に区分する。(左表を参照)

この農地の区分は四十七年一月一日現在の最新評価額によって決まりますが、基準年度の賦課期日において都市計画法による都市施設宅地にかかる四十一年度以降の各年度の課税標準額は、当該年度の評価額が三十八年度の評価額に比べて三倍未満が一・一、三倍以上八倍未満が一・二、八倍以上二十五倍未満が一・三、二十五倍以上一・四として、それに税率をかけて税額を算定することとされています(これを宅地等調整固定資産税額という)。

市街化区域内の農地課税は「宅地等調整固定資産税額」にさらに上表のとおりA農地については、四十七年度が〇・二、四十八年度〇・六、四十九年度以降一・〇をかけたものが税額となります。

B農地については四十八年度から、C農地については五十一年度から、それぞれ宅地並み課税となります。

三郷町の市街化区域宅地の平均評価額は坪四、一八二円であり、従って上の区分表によりB農地はなくなり、A農地は七町三反、C農地は八一町八反、調整区域農地四、〇八六町二反(四十七年度)となります。

四十七年度の市街化区域A農地の純農地(田)としての固定資産税額は反当り六五〇円であるが宅地並み課税になると一、四三〇円となり約二・二倍になります。

A農地は戸ヶ崎二丁目、二丁目下堤外、関戸の各一部、高須堤外の二部、東町、下新田の大落添、大堀添の各一部、久兵衛内屋の一部、松戸一草加線道上の一部、小向となり、残りの市街化区域内が全部C農地となります。

はたちと

国民年金

二十歳になると、その日から成人として多くの権利があたえられ義務が課せられます。国民年金に加入することもその義務のひとつです。

国民年金は、政府の行なう年金制度で、二十歳から五十九歳までの人たち(ただし、厚生年金などの加入者、他の制度から年金をうけられる人やこれらの配偶者、屋間部の大学生を除く)は、必ずこの国民年金に加入しなければなりません。

二十歳になったばかりの若い人たちの中には、これまで年金に対する関心がうすく、しんげんに考えようとしないうちに二十歳になりました。

しかし、それは年金制度が今日のように改善されていなくなった以前のことで、いまでは「年金のことを知りたい。教えてほしい。」

二十歳になって、国民年金に加入すべき人でもまだ加入していない人は、さっそく役場の窓口で加入手続きをすませてくださいます。

奥さんはいかがですか

サラリーマンの奥さんも、国民年金に加入しましょう。国民年金制度は老齢になったとき、不慮の事故で障害者になったとき、あるいは母子家庭になったときなどに、生活に困らないように年金を支給することを目的としています。

(備考) 単位評価額とは坪当りの評価額をいう。

市街化区域農地の区分			年	度	率
(A 農地)			イ、単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上であるもの(第三号口に掲げるものを除く)		
			ロ、単位評価額が五万円以上であるもの		
			昭和四十七年度	〇・二	
			昭和四十八年度	〇・六	
			昭和四十九年度	一・〇	
(B 農地)			単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一以上、市街化区域宅地平均価格未満であるもの(前号ロ及び次号ロに掲げるものを除く。)		
			昭和五十一年度以降の各年度	一・〇	
			昭和五十二年度	〇・七	
			昭和五十三年度	〇・四	
			昭和五十四年度	〇・六	
			昭和五十五年度以降の各年度	一・〇	
(C 農地)			イ、単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一未満であるもの(第一号ロに掲げるものを除く。)		
			昭和五十一年度以降の各年度	一・〇	

地下水のくみあげは 知事の許可が必要

本年一月一日施行の埼玉県公害防止条例で、地下水を採取する人は、揚水施設ごとに、ストレーナの位置および揚水機の吐出口の断面積を定め、知事の許可を受けなければなりません。

または、建築物用として地下水を採取しているかたは、四十七年二月二十九日までに、揚水施設の構造などを知事に届出が必要で

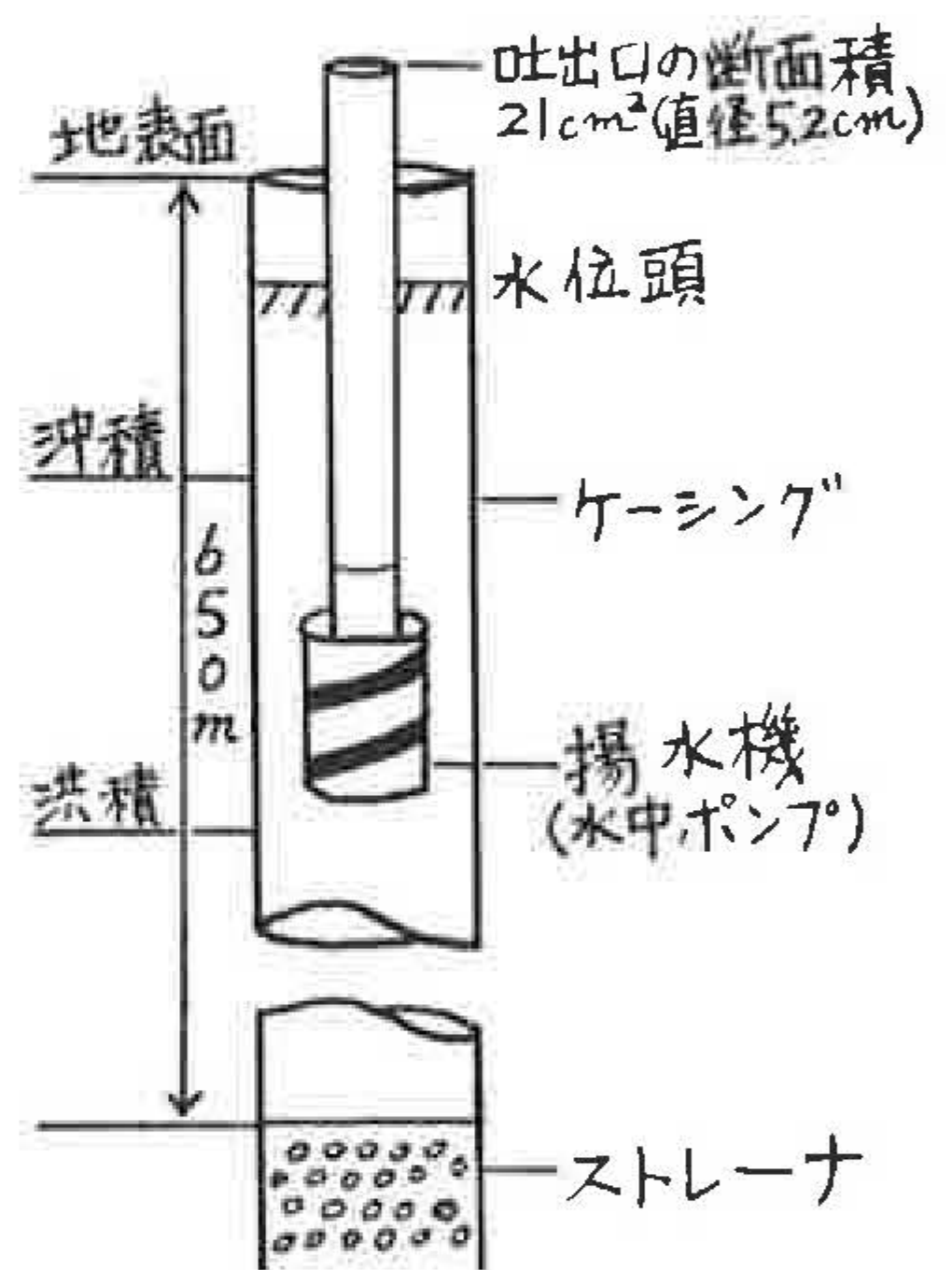
す。

本年一月一日より新しく規制された内容は次のとおりです。

- 一、工業製品製造業、電気供給業およびガス供給業をいう。
- 一、建築物用水、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備および公衆浴場で浴室の床面積の合計が一五〇平方メートルを超えるものの用に供する地下水をいう。
- 一、一月一日現在、すでに工業用

- 一、届出をした揚水施設または、新たに許可を受けた揚水施設の構造を変更する場合も、知事の許可が必要です。
- 一、許可をする場合の基準は、次のとおりです。
- (イ)ストレーナの位置は、地表面下六五〇メートル以深とする。
- (ロ)吐出口の断面積は二十一平方センチメートル以下とする。

揚水施設構造図



一、例外許可として前記(イ)の原則にかかわらず、他の水源をもつて地下水にかえることが著しく困難であると認めるときは、次に掲げる場合のみ許可する。

この場合、既設の揚水施設からの地下水は、廃止するものとする。

〇改正条例が施行された時点において、すでに設置している

揚水施設で地下水の採取が困難となった場合。

一、揚水施設から地下水を採取しているかたは、規則で定めるところにより水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録するとともに、年一回報告する義務があります。

地下水の採取において各種の義務、罰則が新しく定められております。

なお、すでに大気汚染防止法水質汚濁防止法、公害防止条例の制定により、ほとんどの工場がいずれかの届出書を出す必要があります。

また工場の中で届出書を出していない工場および事業所は、すみやかにお願いします。お問い合わせは、次のところで

埼玉県公害規制課

TEL 〇四八八 八八二

役場保健課公害係

TEL 〇四八九 三二二



消防出初め式 行なわれる

一月八日、午後一時から町消防本部・署中庭において、陽春の日を浴びて恒例の消防出初め式が行なわれました。

(写真は、車両行進)

この日、町長をはじめ議長、町議会議員、吉川警察署長、消防委員ほか消防関係者多数が出席し、点検官に白石町長、総指揮に大山消防長、指揮に小沢副署長があたり、人員報告、服装点検、機械器具の点検、車両行進のちに放水試験が行なわれ、署員の志気が高められました。



国民年金

あなたは保険料を

納め忘れていませんか

大正五年四月一日以前に生まれた人で、保険料を一〇年以上納付(免除を含みます)していない人には、特例加算のつかない低額の年金が五年間しか支給されません。

また、一〇年以上納付していても、加入期間中に未納の月があると特例加算の額が少なくなりますので、保険料を毎月納めている人に比べて年金の額がたいへん少なくなります。

納め忘れた保険料は、さっそく町役場年金係に申し出て納めましょう。

〇これからでも納められる未納保険料
納期限から二年経過していない月分(その当時の額)で納められます。
納期限から二年経過している月分(昭和四十五年六月以前の月分に限り)は、月四五〇円で計算されます。

ただし、昭和四十七年六月三十日を過ぎると納めることはできなくなりますのでご注意ください。

〇保険料は年令に関係なく、(月額) 四五〇円
〇昭和四十七年七月から(月額) 五五〇円

(写真は国民年金手帳)

歳末助けあい運動

あたたかい愛の手
80万4,407円集る

昨年、十二月一日から同三十一日まで実施しました歳末たすけあい運動に、町民の皆さんから多大なるご厚意とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

ここに、その結果をご報告するとともに、紙面をもちまして厚くお礼申し上げます。

大字名	募金額
谷口	三、六七五円
谷口団地	二、七三〇円
花和田	三、四三〇円
彦江	四、九七〇円
彦沢	三、五三〇円
彦免	五、八四〇円
彦口	三、五三〇円
彦倉	三、二五五円
彦野	二、八〇〇円
下彦川	一、九二五円
上彦川	四、三四〇円
上彦名	五、六〇〇円

彦成下	四、三〇五円	長沼	六、五一〇円
彦成上	三、五七〇円	高須	二、三〇〇円
彦成糸	一、四〇〇円	戸ヶ崎上二	七、六三〇円
彦成新田	三、一〇〇円	戸ヶ崎下一	一九、三九〇円
彦女新田	一、〇一五円	戸ヶ崎下二	三〇、〇〇〇円
半田	四、七〇〇円	前谷	一二、八八〇円
後谷	一、一二〇円	前川	二、六二五円
小谷堀	九六〇円	三井	二、二〇五円
田中新田	二二〇円	境井	五、〇七五円
前間	二、三二〇円	酒井東町会	三、四三〇円
丹後A	六、〇〇〇円	光陽台団地	一、五七五円
丹後B	二、六二五円	京成団地	二、〇三〇円
大広戸	三、三〇〇円	美郷団地	六、二三〇円
仁蔵	一、八〇〇円	国竹タオル	一八、六四〇円
茂田井	七、〇〇〇円	〇特殊募金(敬称略)	
幸房	二、八二〇円	三郷町米穀商組合	一、〇〇〇円
岩野木	七、三五〇円	三郷町建設工業会	一五〇、〇〇〇円
谷中	一、二五〇円	(代表 斎藤竹雄)	
笹塚	一、八〇〇円	三郷町明るい社会づくり推進準備委員会(代表 松島宏全)	一〇〇、〇〇〇円
南蓮沼	三、七五〇円	小坂研究所養生一同	一二二、九二二円
駒形	二、五〇〇円	安屋 幸子	五、三三〇円
市助	一〇、〇〇〇円	(彦成三、〇八三の二二)	一、〇〇〇円
八町堀	七、九七〇円	第一小学校児童有志	二二五円
大膳	四、三〇〇円	石井 利明(樋野口)	一〇、〇〇〇円
一本木	五、五〇〇円	吉川ロータリークラブ	一〇、〇〇〇円
横堀	一〇、五〇〇円	(代表 小櫃博)	一〇、〇〇〇円
長戸呂	七、五九五円		
樋野口	八、四〇〇円		
徳島	六、四〇五円		
下新田	二、七七五円		
小向	九、五九〇円		
久兵衛	二四、三一五円		
寄巻	一四、九四〇円		
鎌倉	七、七〇〇円		

47年度

建設工事等の入札参加願

受付は3月1日～31日まで

今年、町で発注する建設工事および材料などの入札に参加する希望のかたは、次により、提出願います。

〇受付期間

三月一日から三十一日まで

〇申請様式

全国統一様式

〇添付書類

全国統一様式に定めてある

- 添付書類のほかに、次の書類を添付する
- (一)経営事項審査申請書
- (二)財務諸表
- (三)過去二カ年における県内事業別施行高調書(公共事業)

〇提出先

三郷町役場建設課土木係

なお、詳細などにつきましては

も右記へお問い合わせください。

お父さん・お母さん

いかそう「家庭の日」

県では、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定めています。

家庭での暖かい人間的なふれあいは、家庭環境をよくするとともに、人間らしい人間づくりにもたいせつです。

ところが、最近はお互いに忙がしい、忙がしいの連続で、親子がじっくり話し合う機会が少なくなっているようです。

そこで、せめて一カ月のうち一日でも、「家庭の日」として、この日は一家団らんの日にしていただこうと、県では、第三日曜日を「家庭の日」としたわけです。

この日には…

〇家中のかたが都合をつけて顔を合わせる。

〇話し合いをもつ。

〇家の中のことを協力してやる。

〇夕食をともにする。

〇家庭ハイキングなど楽しい行事をもつ。

など呼びかけています。

このような一家団らんは、豊かな人間性をつくりだすうえに大いに役立ちます。

各家庭でも、この主旨を理解して、お父さん、お母さん、この「家庭の日」を大いに生かして下さい。

都市農業を

めざす就農者

昭和四十七年三月高校を卒業して就農されるかたは、町内で三名昨年より一名少なくなっています。が、花卉や野菜を取りあげており都市化にマッチした農業経営を志向しており、将来が期待されます。就農者は、次のかたがたです。

杉農 篠田竹史(恵章) 番匠免

白石 茂(竜三) 長沼

加藤 正(簡章) 笹塚

町条例により

表彰される

1月4日午前11時、議会場において、町条例により次のかたがたが表彰されました。

岡庭 七蔵(町議会議員)

美田 彦三(町議会議員)

榎本 賢隆(町職員)

斎五沢みき(主任保母)

篠田順一郎(岩槻市西町)

堀口 正次(港区芝久保巴町)

農地転用

十一月一日から十二月三十一日までの二カ月間、役場農業委員会あてに申請された農地転用状況



「わが家の家計簿」 体験談の募集

「わが家の家計簿」の体験談を次のとおり募集しております。

内容

○家計簿をつけ始めた動機や記帳上の苦心談

○家計簿をつける喜びや家族のかたがたの協力の模様

○家計簿によって予算生活をした結果、消費内容に生じた変化

○最近の物価高を家計簿記帳により、うまく乗り切った体験

○家計簿をもとにしたこれからの明るい生活設計

○グループによる家計簿記帳の勉強ぶり

など、家計簿記帳に関するものをなんでも自由に書いて下さい。

原稿

①本文は、四〇〇字詰原稿用紙五枚(二、〇〇〇字)以内、

本文のほか、月別・項目別支出一覧表を添付してください

(記帳歴一年以上のものは、最近一年分)

なお、できれば記帳内容のわかるその他参考表を添付してください。

②原稿には、応募者の住所、氏名(ふりがなをつける)、職業、年令、同一家計で暮らす家族名(応募者との続柄、年

令、職業、就学状況など)、家計簿記帳年数および連絡電話番号を記載してください。

③封筒の表面に家計簿体験談と明記してください。

④応募原稿は、お返ししません

応募資格

県内の居住者に限る。

締め切り 二月二十九日まで。

入選発表

昭和四十七年六月中旬、本人に直接通知するほか、NHK放送などで発表します。

入選賞金

特選 3編 各五万円

秀作 7編 各三万円

佳作 40編程度 各一万円

送り先・問い合わせ

埼玉県貯蓄推進委員会

浦和市高砂 埼玉県総務部

地方課内(二三三六)

と。

⑤、土地区画整理組合に関するこ

早稲田土地区画整理事業

事務所移転する

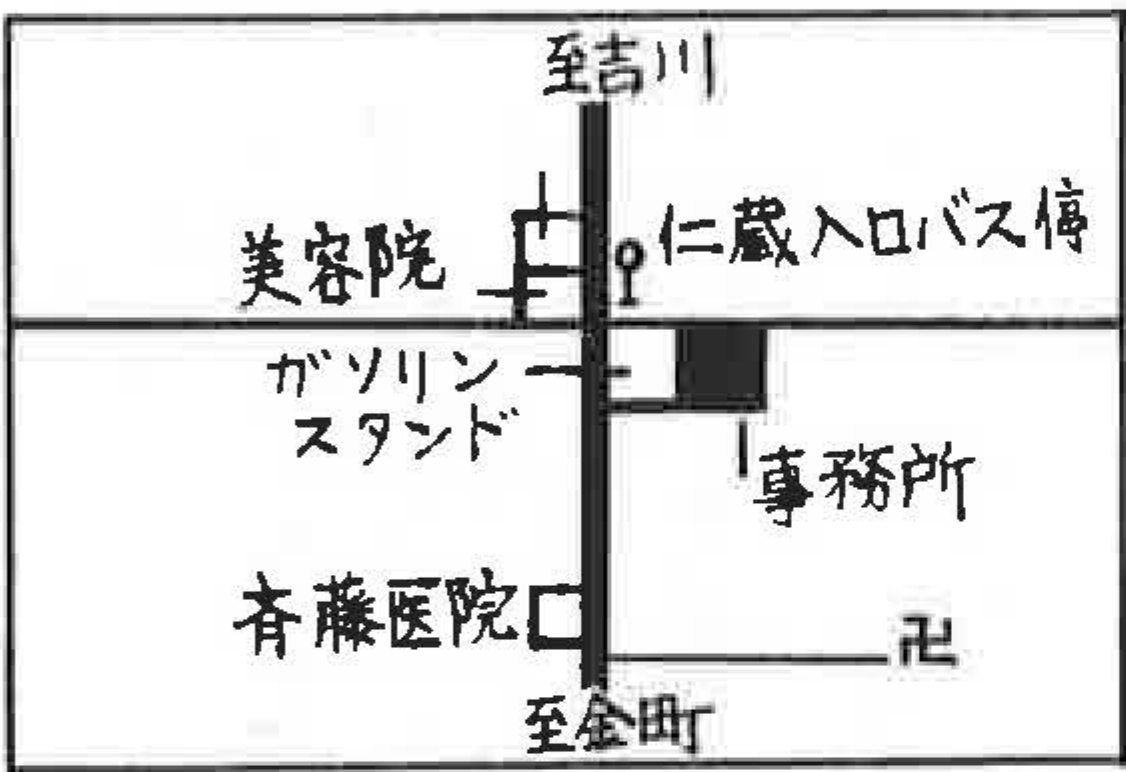
いままで、役場内で仕事をしておりました草加都市計画早稲田区画整理事業は、事務所を新設し、一月十日から、次のとおり移転しましたので、区画整理事業についてご用のかたは、新事務所の方へおいでください。

○住所 三郷町大字丹後二二三九

○電話 〇四八九四二四二〇

○おもな仕事

(一)、土地区画整理事業の計画立案および調査に関すること。
(二)、土地区画整理事業にともなう工事、測量、設計、監督および検査に関すること。
(三)、土地区画整理事業にともなう評価、換地、保留地処分、登記および精算に関すること。
(四)、土地区画整理審議会に関すること。



いそゆほ

女子職員の募集

熱海市にある保養

所「いそゆほ」荘では

次により女子職員を

募集しています。

募集人員 4 人

応募資格

35歳まで、単身住込可

能なかつ

待遇

昇給、賞与は県庁職員

なみ、被服貸与、食事

給

選考方法

個々に面接のうえ決定

書 類

履歴書(写真貼付)、

家族調査書

赴任旅費(父兄同伴の旅費を支給

申込み締切り

定数に達し次第締切り

なお、書類の送付ならびに、詳

細等につきましては、左記へお問

い合せてください。

〇埼玉県市町村職員共済組合

浦和市高砂3の14の1

電話 〇四八八四三三〇一

〇三郷町役場総務課

電話 〇四八九四三三二一

建築確認申請

十一月一日から十二月三十一日の二ヵ月間、役場建設課あてに申請された建築物の確認の状況は、次のとおりです。

建築物

棟数合計 三四五棟

内住宅 二九七棟

非住宅 四八棟

規模別

延床面積二〇〇㎡以上 一六〇棟

延床面積一〇〇㎡以下 二八五棟

構造別

木造平家一四四棟、木造二階一

六〇棟、鉄骨平家一九棟、鉄骨二

階六棟、鉄骨三階一棟、鉄筋コン

クリート二階二棟、鉄筋コンクリ

ート三階二棟、鉄骨四階四棟、鉄

筋コンクリート四階一棟、鉄骨木

造二階五棟、鉄骨鉄筋コンクリート平家一棟

用途別

専用住宅一六二棟、貸家住宅一

一一棟、共同住宅四棟、長屋四棟

店舗併用住宅九棟、事務所併用住

宅四棟、工場併用住宅二棟、倉庫

併用住宅一棟、社宅一棟、倉庫一

五棟、工場六棟、車庫三棟、体育

館一棟、公民館一棟、納屋一棟、

診療所一棟、電話局一棟、停車場

一棟、クラブハウス一棟、作業所

一棟、事務所一棟、給食センター

一棟、給食室六棟、物置一棟、ボ

ーリング場一棟、店舗併用倉庫一

棟、工場併用事務所一棟、作業所

併用倉庫二棟、作業所併用事務所

町営運動公園 の利用状況

十一月一日から十二月三十一日までの二ヵ月間に役場都市計画課あてに、申し込みのありました運動公園施設の利用状況は、次のとおりです。

		一般	
		時間	チーム
野 球	A	80	34
	B		
	C		
	D		
サッカー競技場	2		1
長戸呂運動公園	26		12
合 計	108		47

地区名	件 数	田	畑	計
早稲田	24件	13,402	2,099	15,501
彦成	28件	16,937	3,988	20,925
東和	123件	40,892	21,031	52,923
合 計	175件	71,231	18,118	89,349
用途別概要	1位 3位	一般住宅 倉庫	2位	貸家

況は、次のとおりです。



青色申告者

決算書類の提出は

2月28日・3月1日
です

いよいよ皆さんの一年間の事業活動の成果を明らかにするため、決算書、申告書を作成する時期になりました。

税務署による出張受付を次により行ないますので、書類は早め作成し、ご利用ください。

○とき 二月二十八日(月)

三月一日(水)

午前十時～午後三時

○ところ 役場研修所二階(第一会議室)

なお、決算書類などの作成方法

のわからないかた、不安なかたは青色申告会、商工会へお気軽にご相談ください。

電話〇四八九五三二二(代)

心配ごと相談

次のとおり、心配ごと相談所を開設しておりますので、町民の皆さんには、ぜひご利用ください。

とき

毎月10日 13時～15時30分

〳 20日 行政相談日と同じ

〳 30日 13時～15時30分

ところ 三郷町役場

なお、10日、20日が休、祭日の場合は翌日、30日が休、祭日の場合は行なわれません。

毎月七日は

防災の日

毎月七日は、県民防災の日です

町消防署では、町民の皆さんに防災の口を自覚していただくため午前十時にサイレンを一回吹鳴します。火災とおまじがいのなようにお願いします。

水道・消防

職員の募集

町では、次により水道職員ならびに消防職員を募集します。

募集人員 若干名

学歴 高校卒業(見込み)または大学卒業(見込み)

のかた

申し込み いつでも受け付けます

書類 履歴書(写真貼付)、成績証明書、卒業証明書、見込みの者(卒業

陸・海・空士

自衛官募集

受付けおよび問い合わせは

役場総務課へ

TEL 0489 (52) 3211 (代)



保健婦・看護婦の募集

詳細は、役場総務課人事係へ。

見込み証明書、健康診断書(公立の保健所で

行なったもの)

町では、町民の皆さんの健康管理を担当される保健婦・看護婦さんを次により募集します。

○資格および募集人員

保健婦 二人

看護婦 二人

○書類

履歴書(写真貼付)、健康診断書、資格証明書

○待遇

地方公務員(町役場職員)

なお、詳細につきましては、役場保健課へお問い合わせください。また、書類の送付につきましては、役場総務課人事係へお送りください。

電話〇四八九五三二二(代)

保健だより

二月から三月にかけての保健衛生事業は次のとおりです。

該当者のかたは、時間におくれないようにおいでください。

〳 小学校入学前の予防接種

〳 ジフテリア(第三期)

二月七日 第一小学校

八日 第二小学校

九日 第三小学校

十日 第四小学校

十二日 第五小学校

該当者 昭和四十四年四月二日から四十四年四月一日までに生まれたかた

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〳 乳児検診および乳児相談

二月 一日 吹上公民館

八日 早稲田健康相談室

十五日 徳島公民館

二月二十二日 彦成農協

三月 七日 吹上公民館

時間 午前十時から午後三時まで

〳 母親学級(Dコース)

一回目 二月 七日

二回目 二月二十一日

場所 役場宿直室

時間 午後一時から四時まで

該当者 昭和四十四年四月二日